下記（1）（2）に該当する「監視・断続的労働従事者」については、予め労働基準監督署長の許可を得た場合に限り、労働時間・休憩・休日に関する規定を適用しない（＝適用除外とする）取り扱いとなります。申請書(2部)と併せて、勤務表など実際の労働様態の分かる書類を添付して手続きして下さい。なお、許可を得ない場合は、通常の労働者と同じ扱いとなります。

(1) 監視労働に従事する者：　原則として一定部署にあって監視するのを本来の業務とするものですが、精神的緊張の高い業務、危険又は有害な場所における業務等は、許可の対象になりません。

(2) 断続的労働に従事する者：本来作業が間歇的に行われ、作業時間が継続することなく、手待時間が多い業務に従事する者です。

**に従事する者に対する適用除外許可申請書**

**監　　　視**

**断続的労働**

様式第14号（第34条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業の種類 | 事業の名称 | 事業の所在地 |
|  |  |  |
|  | 業務の種類 | 員数 | 労働の態様 |
| 監視 |  | 　　　　　人 |  |
| 断続的労働 |  | 　　　　　人 |  |

　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　職　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　使用者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　**労働基準監督署長殿**

記入例

**に従事する者に対する適用除外許可申請書**

**監　　　視**

**断続的労働**

様式第14号（第34条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業の種類 | 事業の名称 | 事業の所在地 |
| 輸送用機械器具製造業 | ヒューマンテラス工業株式会社 | 東京都港区南青山３丁目－○－○電話　03（××××）××××番 |
|  | 業務の種類 | 員数 | 労働の態様 |
| 監視 | 守　衛 | 　　　３　人 | 6：00~16：00、10：00~20：00、14：00~24：00の時差勤務。事務所、工場および敷地内の見回り、来客のチェックと案内をおこなう。拘束時間10時間、作業時間4.5時間、休憩は交替で1時間。休日は週一回とし、勤務表にて定める。 |
| 断続的労働 | 役員専属運転手 | 　　　１　人 | 役員（社長）の自宅送迎および得意先等への送迎。月平均の一日あたりの拘束時間：12時間。月平均の一日あたりの運転時間：約4時間。運転しない時間は詰所にて待機または休憩。休日は他の社員と同様。休日に運転業務が発生する場合には、事前に休日を振り替える。 |

　　　　　　　　●年　３月　２５日

職　名　代表取締役

使用者

氏　名　飛万　照寿

　　　　　　三　田　　　　　**労働基準監督署長殿**